

市の
多から
お知らせ

軽自動車・バイクの

名義変更・廃車手続きはお早めに！

問 税務課 市民税係 ☎75-2126



軽自動車やバイク、農耕用のコンバインやトラクターなどを売買や譲渡、解体などで手放した人で、名義変更や廃車の手続きを忘れていませんか。軽自動車税（種別割）は、毎年4月1日現在の所有者に対して課税されます。4月1日までに手続きをしないと引き続き使用中とみなされ、課税されます。車種によって手続き先など異なりますのでご注意ください。

問い合わせ・手続き先一覧

○原付・農耕用車両

税務課 市民税係 ☎75-2126

○軽四輪・軽三輪

軽自動車検査協会 佐賀事務所

☎050-3816-11754

○軽二輪（125cc超〜250cc）

・自動二輪（250cc超〜）

九州運輸局 佐賀運輸支局

☎050-5540-12082

市の
多から
お知らせ

軽自動車税（種別割）の重課税額をご存知ですか？

問 税務課 市民税係 ☎75-2126



地球環境を保護することを目的に、新規検査から13年を経過した、環境負荷の大きい四輪以上および三輪の車両は、重課税額が適用されます。ただし、電気、天然ガス、メタノール、ガソリンハイブリッドおよび被けん引車の各車両は対象外です。

種別		最初の新規検査から13年経過した車両の税額	
三輪		4,600円	
四輪以上	貨物	営業用	4,500円
		自家用	6,000円
	乗用	営業用	8,200円
		自家用	12,900円

※令和2年度は、新規検査が平成19年3月以前の車両が対象です

市の
多から
お知らせ

国民年金加入の手続き

問 佐賀年金事務所 ☎31-4191 / 市民生活課 保険年金係 ☎75-2159



公的年金の被保険者は3種類に分かれており、働き方で加入する年金制度が決まっています。種類が変わるときは必ず手続きが必要です。手続きを忘れると年金額が減ったり、障害基礎年金や遺族基礎年金が受給できなくなったりする場合があります。加入手続き

の際は、年金手帳と退職日などを証明できるもの（離職票、資格喪失証明書等）と本人確認ができるもの（運転免許証、パスポート、マイナンバーカードなどの顔写真つき身分証明書）を持参ください。

●国民年金に加入している人 第1号被保険者（自営業、学生など）

こんなとき	変更後の種類	届出先
厚生年金や共済年金に加入したとき	第2号被保険者	勤務先
第2号被保険者である配偶者の扶養に入ったとき	第3号被保険者	配偶者の勤務先

●厚生年金や共済年金に加入している人 第2号被保険者（会社員、公務員など）

こんなとき	変更後の種類	届出先
退職などで厚生年金や共済年金をやめたとき	第1号被保険者	市民生活課 保険年金係
退職して第2号被保険者である配偶者の扶養に入ったとき	第3号被保険者	配偶者の勤務先

●厚生年金加入者に扶養されている配偶者で20歳以上60歳未満の人 第3号被保険者

こんなとき	変更後の種類	届出先
配偶者の扶養から外れたときや配偶者が65歳になったとき	第1号被保険者	市民生活課 保険年金係
就職して厚生年金に加入したとき	第2号被保険者	勤務先